

別紙 1

農地法第3条の許可申請に必要な添付書類一覧表

添付書類名	留 意 点
土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	農業委員会への申請前おおむね3箇月以内のものを添付すること。
位置図	縮尺1／50,000ないし1／10,000程度の地図に申請地を図示すること。また、図面には縮尺を明示すること。
法人の登記事項証明書※	申請者が法人である場合、原則として添付すること。
定款または寄附行為※	申請者が法人である場合に添付すること。（原本と相違ないことの証明を要する。）
通作ルート図	自宅から申請地までの通作経路を図面上に朱書により明示すること。縮尺 1/1,000~1/50,000
耕作状況確認書（様式第1－6号）	申請地の存する農業委員会が把握できない場合に添付すること。
農地等利用計画書（様式第1－7号）	
規則第16条第2項の要件を満たしていることを証する書面	乳牛または肉用牛を育成する事業を行う法人で令第2条第2項第3号に該当する場合に限り添付すること。
組合員名簿、株主名簿の写し	農地所有適格法人（農事組合法人、株式会社の場合）に限り添付すること。
構成員が承認会社であることを証する書面およびその構成員の株主名簿の写し	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合に限り、添付すること。
構成員と農地所有適格法人との間の契約書の写しその他の構成員が右欄の者であることを証する書面	法第2条第3項第2号チに掲げる者（農地所有適格法人に物資の提供等をする者、農地所有適格法人の事業の円滑化に寄与する者）が構成員となっている農地所有適格法人に限り添付すること。
法第3条第3項第1号に規定する条件その他農地等の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し	権利を取得しようとする者が法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする者に限り添付すること。
一時利用地の指定通知書の写し	土地改良法による一時利用地の指定を受けた土地を申請する場合に限り添付すること。
景観法第56条第2項の規定により市町長の指定を受けたことを証する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合に限り添付すること。
委任状	行政書士による代理申請の場合は添付すること。（様式第1－9号）
その他参考となるべき書類	・ 営農計画書：新規就農など必要と認められる場合に限り許可基準の判断上必要な項目について記載させること。（参考様式第1－8号） ・ 損益計算書の写し、総会議事録の写し：農地所有適格法人等で要件の判断のため必要と認められる場合に限り、添付すること。

※いずれかを添付する。

【単独申請に特有の添付書類】

競売または公売	売却決定の期日調書または公売調書	裁判上の和解	和解調書
遺 贈	公正証書	民事調停法による調停	調停調書
確定判決	判決書		